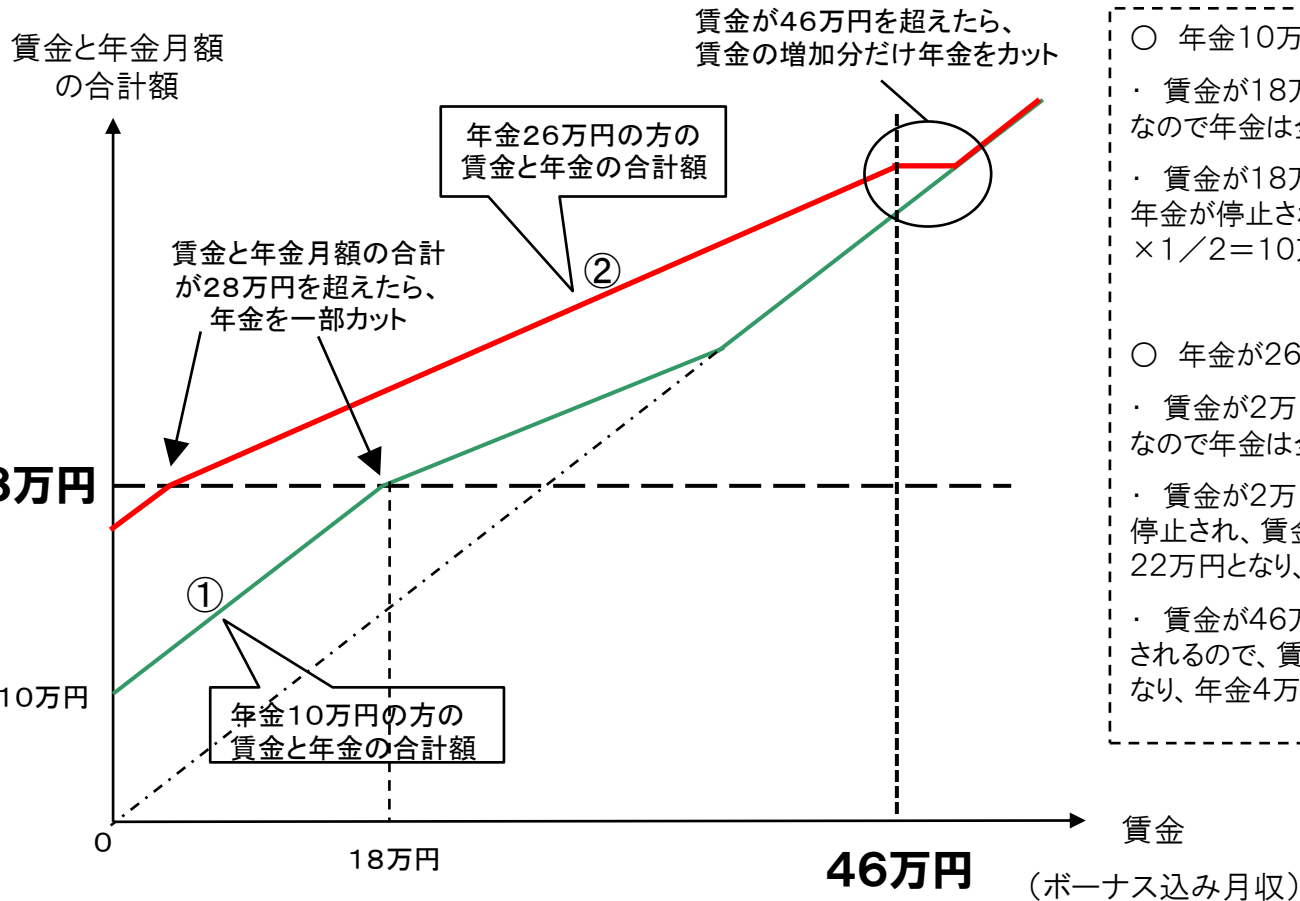


60～64歳の在職老齢年金制度

参考

- 賃金(ボーナス込み月収)と年金の合計額が28万円を上回る場合は、賃金の増加2に対し、年金額1を停止
- 賃金(ボーナス込み月収)が46万円を超える場合は、賃金が増加した分だけ年金を停止



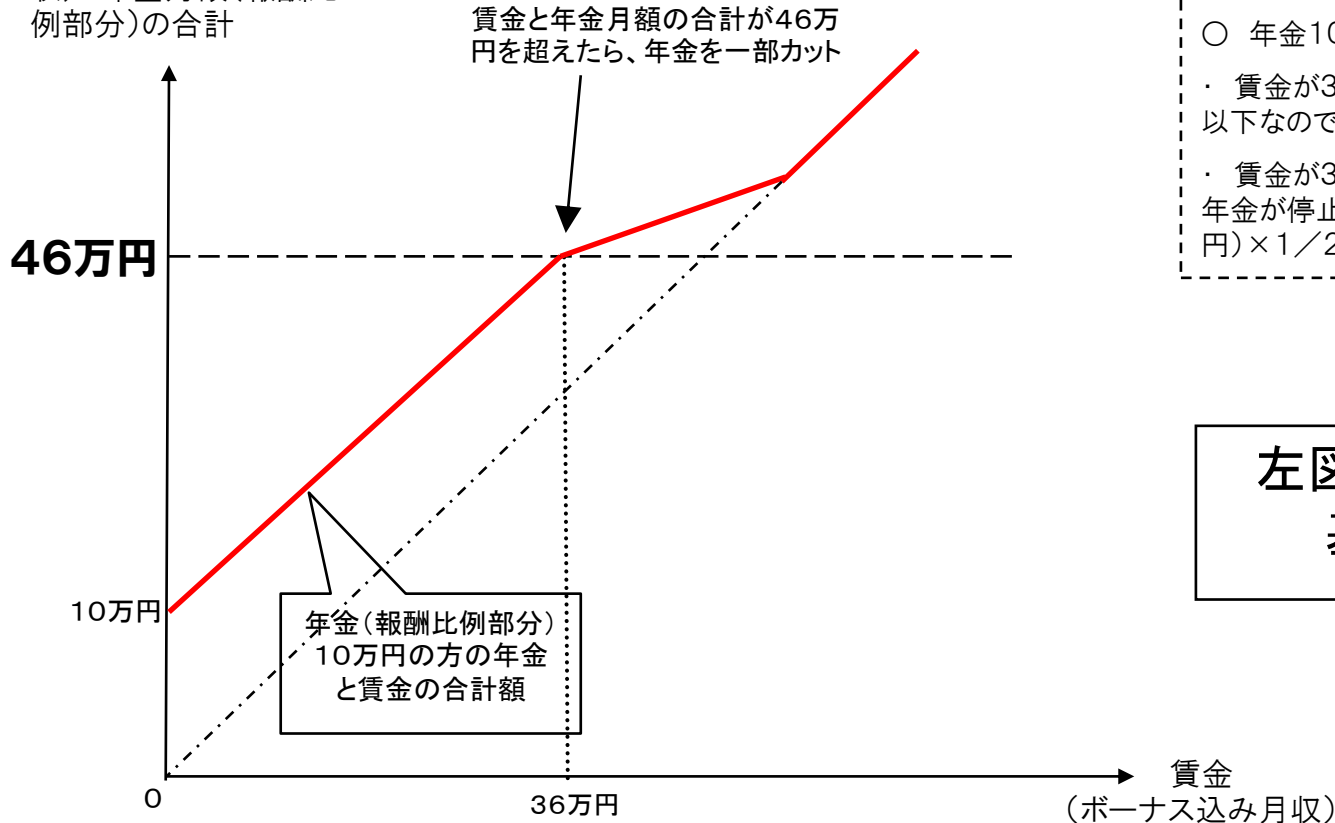
- 年金10万円の方(左図①の緑線)の場合、
 - ・ 賃金が18万円までは、賃金と年金との合計額が28万円以下なので年金は全額支給
 - ・ 賃金が18万円を超えると、賃金の増加の1/2の割合で年金が停止され、賃金が38万円の方は、 $(38万円 - 18万円) \times 1/2 = 10万円$ となり、年金が全額支給停止
- 年金が26万円の方(左図②の赤線)の場合、
 - ・ 賃金が2万円までは、賃金と年金との合計額が28万円以下なので年金は全額支給
 - ・ 賃金が2万円を超えると、賃金の増加の1/2の割合で年金が停止され、賃金が46万円の方は、 $(46万円 - 2万円) \times 1/2 = 22万円$ となり、年金は22万円停止され、残りは4万円。
 - ・ 賃金が46万円を超えると、賃金が増加した分だけ年金が停止されるので、賃金が50万円の方は、 $50万円 - 46万円 = 4万円$ となり、年金4万円が停止されるので、年金は全額支給停止

65歳以上の在職老齢年金制度

参考

- 基礎年金は全額支給する。
- 賃金（ボーナス込み月収）と厚生年金（報酬比例部分）の合計額が46万円を上回る場合には、賃金の増加2に対し、年金額（報酬比例部分）1を停止。

賃金（ボーナス込み月収）と年金月額（報酬比例部分）の合計



○ 年金10万円の方の場合

- ・ 賃金が36万円までは、賃金と年金との合計額が46万円以下なので、年金は全額支給
- ・ 賃金が36万円を超えると、賃金の増加の1/2の割合で年金が停止され、賃金が56万円の方は、 $(56万円 - 36万円) \times 1/2 = 10万円$ となり、年金が全額支給停止

左図の報酬比例部分の他、
基礎年金は全額支給